

○箱根町公営事業計画審議会条例

昭和38年3月19日

条例第15号

改正 昭和51年10月1日条例第16号

昭和60年3月25日条例第10号

平成9年3月24日条例第1号

平成12年3月27日条例第10号

(設置)

第1条 箱根町公営事業計画を策定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、箱根町公営事業計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、観光資源の保護とその適性利用そのほか広く公益性追求の目的をもつ箱根町に適した公営事業計画を策定するため、必要な事項について調査、研究及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人で組織する。

- 2 委員は、町民及び学識経験を有する者のうちから必要のつど町長が委嘱する。
- 3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、町長の定める機関において所掌する。

(町長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年10月1日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年3月25日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月24日条例第1号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月27日条例第10号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。